



県章

# 山形県公報

平成16年9月3日(金)

第1573号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

青少年保護条例に基づく処分をするための聴聞.....	(文化振興課) ...	996
有害図書類の指定.....	( 同 ) ...	同
県営土地改良事業計画の決定.....	(庄内総合支庁農村計画課) ...	997
農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....	(森 林 課) ...	同
同.....	( 同 ) ...	1001
都市計画事業の認可.....	(都市計画課) ...	1003
港湾計画の変更の概要.....	(交通基盤課) ...	同
開発行為に関する工事の完了.....	(置賜総合支庁建築課) ...	同

### 教育委員会関係

#### 告 示

山形県教育委員会9月定例会の招集.....	1004
-----------------------	------

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

平成16年7月11日執行の参議院山形県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する 収支報告書の要旨.....	同
政治団体の届出事項の異動.....	1010
政治団体の解散.....	同
政治団体の収支報告書の要旨.....	1011
同.....	1012
同.....	1013
資金管理団体の届出事項の異動.....	1014

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....	(村山総合支庁企画振興課) ...	1015
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....	(最上総合支庁企画振興課) ...	同
平成16年度後期技能検定の実施.....	(雇用労政課) ...	1016
平成16年度家畜商講習会の実施.....	(生産流通課) ...	1021
平成16年度林業改良指導員資格試験の実施.....	(森林研究研修センター) ...	同
監査の結果に基づき講じた措置の公表.....	(監 査 委 員) ...	同

## 告 示

## 山形県告示第896号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第17条の8第1項の規定により、同条例第11条第1項の規定に違反した者に対して同条第4項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成16年9月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 日 時 平成16年9月16日(木) 午前11時から
- 2 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1101会議室

## 山形県告示第897号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成16年9月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

( 図 書 )

指定 番号	題 名	図 書 コード	発 行 所 等	指 定 の 理 由
8169	微熱SUPERデラックス8月号	07689 - 8	セブン新社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8170	愛の果実(SEXY四天王傑作集)	16678 - 9/1	竹 書 房	
8171	愛の体験スペシャルDX 9月号	11585 - 9	竹 書 房	
8172	パソコンパラダイス9月号	07483 - 09	(株)メディアックス	
8173	ドキッ!8月号	16677 - 8	竹 書 房	
8174	美少女ゲーム改造CD-ROM vol.3	64177 - 85	(株)三オブックス	
8175	ちびMAX Vol.1	12080 - 9	秋 田 書 店	
8176	コミック マノン9月号	13773 - 09	(株)マガジン・マガジン	
8177	艶剣 Vol.4	14178 - 8	(株)海王社	
8178	レディースコミック・タブー9月号	19673 - 09	(株)三和出版	
8179	コミックアムール9月号	03801 - 09	(株)サン出版	
8180	もっとすごい出会いのH話 Vol.12	06636 - 10	(株)パウハウス	
8181	若妻たちの本当にあった不倫告白9月号	09811 - 09	平和出版(株)	
8182	海賊10月号	02461 - 10	竹 書 房	
8183	ザ・ベストORIGINAL 9月号	04039 - 09	(株)ロケイエンターテインメント	
8184	スコラ No476	15401 - 9	(株)スコラマガジン	

8185	Poroon(ぼろーん)9月号	18031-09	(株)ダイアプレス
8186	ストリートナンパ10月号増刊	06778-10	(株)サン出版

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類(図書)

番号	題名	区分	発行所等
1	咲いて乱れて若妻	コードなし	育流出版
2	お尻倶楽部9月号	02299-09	三和出版(株)

(録画テープ等)

番号	題名	区分	発行所等
1	人妻&熟女DX3時間	DVD	(株)エム・プロ・ドキャスト
2	鬼畜~きちく~KICHIKU VOL.1	DVD	Kiyoshi.o
3	強姦屋	DVD	モロ見え屋
4	満開乱れ妻狂い咲き	DVD	アムール

#### 山形県告示第898号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営上野原地区土地改良(水田農業振興緊急整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年9月3日

山形県知事 高橋和雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営上野原地区土地改良(水田農業振興緊急整備)事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
松山町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成16年9月6日から同年10月6日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

#### 山形県告示第899号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年9月3日

山形県知事 高橋和雄

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡小国町大字石滝字足駄・大字長沢字大滝沢・大字越中里字蕨野・大字今市字増川・大字金目字脇ノ沢・字滝ノ沢入・大字古田字市野沢入・大字若山字増川・字木の根沢入・大字田沢頭字穴滝(以上10字国有林。次の図に示すとおり。)

## (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字石滝字足駄・大字長沢字大滝沢・大字越中里字蕨野・大字今市字増川・大字金目字脇ノ沢・字滝ノ沢入・大字古田字市野沢入・大字若山字増川・大字田沢頭字穴滝(次の図に示す部分に限る。)

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字石滝字足駄・大字長沢字大滝沢・大字越中里字蕨野・大字今市字増川・大字金目字脇ノ沢・字滝ノ沢入・大字古田字市野々入・大字若山字増川・字木の根沢入・大字田沢頭字穴滝(次の図に示す部分に限る。)

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## ハ 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 (1) 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡小国町大字舟渡字赤柴・大字田沢頭字穴滝・大字伊佐領字木滝・字不動沢・字兀の上・字岩向・大字小国町字草井沢・大字小倉字川向・字林先・大字大滝字道六神山・大字小国小坂町字横根(以上11字国有林。次の図に示すとおり。)

## (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字舟渡字赤柴・大字田沢頭字穴滝・大字伊佐領字不動沢・字岩向・大字小倉字林先(次の図に示す部分に限る。)

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字舟渡字赤柴・大字田沢頭字穴滝・大字伊佐領字木滝・字不動沢・字兀の上・字岩向・大字小倉字川向・字林先・大字大滝字道六神山・大字小国小坂町字横根(次の図に示す部分に限る。)

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## ハ 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 (1) 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡小国町大字伊佐領字木滝・大字沼沢字大堂峰(以上2字国有林。次の図に示すとおり。)

## (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
大字伊佐領字木滝・大字沼沢字大堂峰(次の図に示す部分に限る。)
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字伊佐領字木滝・大字沼沢字大堂峰(次の図に示す部分に限る。)
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 八 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 4 (1) 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡小国町大字市野々字横府野・大字白子沢字扇平・大字叶水字大松ヶ沢・大字大石沢字大平・字櫛頭・大字新股字熊ノ林・掃部林・大字河原角字深越戸・字平ブ野・大字西滝字桂沢入・字白倉・字大谷地・大字東滝字霧山(以上13字国有林。次の図に示すとおり。)

## (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
大字白子沢字扇平・大字叶水字大松ヶ沢・大字大石沢字大平・字櫛頭・大字新股字掃部林・大字河原角字深越戸・字平ブ野・大字西滝字桂沢入・字白倉・字大谷地・大字東滝字霧山(次の図に示す部分に限る。)
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字白子沢字扇平・大字大石沢字大平・字櫛頭・大字新股字熊ノ林・大字河原角字深越戸・字平ブ野・大字西滝字桂沢入・字白倉・字大谷地・大字東滝字霧山(次の図に示す部分に限る。)
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 八 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 5 (1) 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡小国町大字小坂町字横根・大字玉川字時巢沢・字大倉・大字足野水字大倉・字櫛木林・字鞍掛沢・大字市野沢字大平・字不動沢・大字足野水中里字巻の沢・大字百子沢字烏山・大字菅沼字十文字西・大字滝倉字日影・大字樽口字金山沢・字柴沢西・大字玉川中里林沢・字大滝沢入・大字中田山崎字大姉沢(以上17字国有林。次の図に示すとおり。)

## (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字小国小坂町字横根・大字玉川字時巢沢・字大倉・大字足野水字大倉・字榎木林・字鞍掛沢・大字市野沢字大平・字不動沢・大字足野水中里字巻の沢・大字滝倉字日影・大字樽口字金山沢・字柴沢西・大字玉川中里字林沢・字大滝沢入・大字中田山崎字大姉沢(次の図に示す部分に限る。)

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字小国小坂町字横根・大字玉川字時巢沢・字大倉・大字足野水字大倉・字榎木林・字鞍掛沢・大字市野沢字不動沢・大字足野水中里字巻の沢・大字菅沼字十文字西・大字滝倉字日影・大字樽口字金山沢・大字玉川中里字林沢・字大滝沢入・大字中田山崎字大姉沢(次の図に示す部分に限る。)

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

ハ 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

6 (1) 保安林予定森林の所在場所

米沢市大字板谷字鉢森・字猿沢・大字大沢字浦子・字榎沢(以上4字国有林。次の図に示すとおり。)

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字大沢字榎沢(次の図に示す部分に限る。)

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字板谷字猿沢・大字大沢字浦子(次の図に示す部分に限る。)

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

ハ 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

7 (1) 保安林予定森林の所在場所

東置賜郡川西町大字玉庭字浅俣(国有林。次の図に示すとおり。)

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字玉庭字朝俣(次の図に示す部分に限る。)

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字玉庭字浅俣(次の図に示す部分に限る。)

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び川西町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第900号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年9月3日

山形県知事 高橋和雄

#### 1 (1) 保安林予定森林の所在場所

飽海郡遊佐町大字吹浦字駒止・字岩山・字雷坂・字桑ノ森・字猿穴・字鳥海山・大字直世字直世山・大字当山字下当山・大字野沢字長坂・大字吉出字臂曲・字金保・字懐ノ内・大字杉沢字嶽ノ腰(以上13字国有林。次の図に示すとおり。)

#### (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

#### (3) 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字吹浦字鳥海山・大字直世字直世山・大字当山字下当山・大字野沢字長坂・大字吉出字臂曲・字金保・字懐ノ沢・大字杉沢字嶽ノ腰(次の図に示す部分に限る。)

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字吹浦字駒止・字岩山・字桑ノ森・字猿穴・字鳥海山・大字直世字直世山・大字野沢字長坂・大字吉出字臂曲・字金保・字懐ノ内・大字杉沢字嶽ノ腰(次の図に示す部分に限る。)

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 2 (1) 保安林予定森林の所在場所

飽海郡八幡町升田字大森・北青沢字大芦沢・字家の前・字大保・上青沢字白玉川・字熊沢・市条字小平・常禅寺字前山(以上8字国有林。次の図に示すとおり。)

#### (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

#### (3) 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

北青沢字大芦沢・字大保・上青沢字白玉川・常禅寺字前山(次の図に示す部分に限る。)

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

北青沢字大芦沢・字家の前・字大保・上青沢字白玉川・市条字小平・常禅寺字前山(次の図に示す部分に限る。)

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。



(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び八幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 (1) 保安林予定森林の所在場所

飽海郡平田町大字北俣字西沢・字愛沢長根・字桂沢・字木ノ芽沢・字大師石・字奥山・大字北俣字川向・字小槌山・大字中野俣字白石沢・字四十八坂・字川岱・字深山・字櫛山・字大比羅・大字楯山字奥山・字高森・大字山元字奥山・大字小林字川上・字浦ノ山・字天入坊沢(以上20字国有林。次の図に示すとおり。)

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字北俣字桂沢・字奥山・大字中野俣字白石沢・字四十八坂・字川岱・字深山・字大比羅・大字楯山字奥山・字高森・大字山元字奥山・大字小林字川上・字浦ノ山・字天入坊沢(次の図に示す部分に限る。)

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字北俣字木ノ芽沢・字大師石・字奥山・大字中野俣字四十八坂・字川岱・字深山・字櫛山・字大比羅・大字楯山字奥山・字高森・大字山元字奥山・大字小林字川上・字浦ノ山(次の図に示す部分に限る。)

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び平田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

4 (1) 保安林予定森林の所在場所

飽海郡松山町大字成興野字蘭・字杉森(以上2字国有林。次の図に示すとおり。)

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字蘭・字杉森(次の図に示す部分に限る。)

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八 植栽の方法・期間及び樹種



次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び松山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第901号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成16年9月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 施行者の名称  
山 形 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 山形広域都市計画公園事業  
(2) 名 称 5・5・1号霞城公園
- 3 事業地  
(1) 収用の部分 な し  
(2) 使用の部分 山形市霞城町地内
- 4 事業施行期間  
平成16年9月3日から平成21年3月31日まで

山形県告示第902号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定に基づく酒田港港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。

平成16年9月3日

酒田港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 変更の概要  
小型船だまり計画を次のとおり変更した。

地 区 名	港 湾 施 設
本港地区（大浜船だまり）	小型さん橋、物揚場、ふ頭用地

- 2 変更後の港湾計画の縦覧の場所  
山形市松波二丁目8番1号 土木部交通基盤課空港港湾室

山形県告示第903号

次の開発行為は、完了した。

平成16年9月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成16年6月10日 指令置総建第5号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
長井市成田字塔ノ下705番5、714番1、714番4、715番、716番1、716番3、716番4、721番1、722番1、723番1、1255番1、1265番1、1268番、1272番、716番3先、723番1先、1265番1先、1268番先、1272番先（道路）、1272番先（水路）
- 3 許可を受けた者の所在地及び名称  
東京都荒川区西日暮里二丁目27番5  
株式会社 ダイナム

## 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会告示第12号

山形県教育委員会9月定例会を次のとおり招集した。

平成16年9月3日

山形県教育委員会  
委員長 安 孫 子 博

- 1 招集の日時 平成16年9月6日(月) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 教職員の人事について
  - (2) 平成17年度公立学校教職員人事異動方針について
  - (3) 平成16年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第138号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、平成16年7月11日執行の参議院山形県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成16年9月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安 部 敏

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類  
平成16年7月11日執行 参議院山形県選出議員選挙(山形県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
36,577,900円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 雅之	所属党派	日本共産党	期間 平成16年6月1日から 第1回分 平成16年7月16日まで	
出納責任者氏名	渡辺 芳夫				
収 入 主たる寄附				支 出	
(氏名又は団体名)		(職 業)	(寄 附 額)	費 用	金 額
日本共産党山形県委員会		政 党	3,826,532 <sup>円</sup>	人 件 費	1,190,000 <sup>円</sup>
高 橋 由 八		農 業	170,000	家 屋 費	459,000
佐 藤 完 治		団 体 職 員	170,000	(イ)選挙事務所費	459,000
今 野 堯 久 代		無 職	170,000	(ロ)集合会場費等	0

和 泉 圭 造	団 体 職 員	170,000	通 信 費	103,650
井 上 登 崑 子	無 職	170,000	交 通 費	0
石 川 亜 希 子	政 党 役 員	170,000	印 刷 費	1,731,550
井 上 龍 男	無 職	170,000	広 告 費	1,016,107
			文 具 費	135,000
			食 糧 費	48,445
			休 泊 費	282,780
			雑 費	50,000
そ の 他 の 寄 附	件			
そ の 他 の 収 入				
今 回 計		5,016,532	今 回 計	5,016,532
前 回 計			前 回 計	
総 計		5,016,532	総 計	5,016,532
報告書受理年月日	平成16年7月26日 第1回報告分			

候補者氏名	木 村 正 弘	所属党派	社 会 民 主 党	期 間 平成16年5月18日から 平成16年7月23日まで	第 1 回 分
出納責任者氏名	佐 藤 守				
収 入 主たる寄附				支 出	
(氏名又は団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	費 用	金 額	
社会民主党山形県連合	政 党	11,404,000 <sup>円</sup>	人 件 費	2,085,000 <sup>円</sup>	
社会民主党東北ブロック協議会	政 党	4,500,000	家 屋 費	1,902,361	
荒 井 利 津 子	会 社 役 員	10,000	(イ) 選挙事務所費	1,876,771	
秋 山 忠 雄	無 職	5,000	(ロ) 集合会場費等	25,590	
加 藤 浩 一	団 体 職 員	3,000	通 信 費	110,845	

			交 通 費	22,000
			印 刷 費	2,871,648
			広 告 費	1,990,391
			文 具 費	45,249
			食 糧 費	363,354
			休 泊 費	211,911
			雑 費	684,705
そ の 他 の 寄 附		件		
そ の 他 の 収 入				
今 回 計		15,922,000	今 回 計	10,287,464
前 回 計			前 回 計	
総 計		15,922,000	総 計	10,287,464

報告書受理年月日 平成16年7月26日 第1回報告分

候補者氏名	木村正弘	所属党派	社会民主党	期間 平成16年6月24日から 平成16年7月30日まで 第2回分
出納責任者氏名	佐藤守			
収 入 主たる寄附				支 出
(氏名又は団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	費 用	金 額
		円	人 件 費	円 0
			家 屋 費	175,948
			(イ) 選挙事務所費	175,948
			(ロ) 集合会場費等	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0

			印 刷 費	0
			広 告 費	494,550
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	28,365
そ の 他 の 寄 附		件		
そ の 他 の 収 入				
今 回 計		0	今 回 計	698,863
前 回 計		15,922,000	前 回 計	10,287,464
総 計		15,922,000	総 計	10,986,327
報告書受理年月日	平成16年7月30日 第2回報告分			

候補者氏名	岸 宏 一	所属党派	自由民主党	期間 平成16年6月3日から 平成16年7月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	佐 藤 俊 蔵				
収 入 主たる寄附			支 出		
(氏名又は団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	費 用	金 額	
自由民主党	政 党	5,000,000 <sup>円</sup>	人 件 費	3,597,500 <sup>円</sup>	
自由民主党山形県参議院選挙区第三支部	政 党 支 部	5,000,000	家 屋 費	5,244,622	
高 志 会	政 治 団 体	10,000,000	(イ) 選挙事務所費	4,562,886	
			(ロ) 集合会場費等	681,736	
			通 信 費	15,370	
			交 通 費	1,499,804	
			印 刷 費	4,390,233	

			広 告 費	1,865,861
			文 具 費	452,100
			食 糧 費	110,379
			休 泊 費	870,000
			雑 費	104,985
そ の 他 の 寄 附		件		
そ の 他 の 収 入				
今 回 計		20,000,000	今 回 計	18,150,854
前 回 計			前 回 計	
総 計		20,000,000	総 計	18,150,854
報告書受理年月日	平成16年7月26日 第1回報告分			

候補者氏名	岸 宏 一	所属党派	自 由 民 主 党	期間 平成16年6月24日から 第2回分 平成16年7月30日まで	
出納責任者氏名	佐 藤 俊 蔵				
収 入 主たる寄附			支 出		
(氏名又は団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	費 用	金 額	
		円	人 件 費	円 458,000	
			家 屋 費	0	
			(イ) 選挙事務所費	0	
			(ロ) 集合会場費等	0	
			通 信 費	0	
			交 通 費	4,520	
			印 刷 費	0	
			広 告 費	0	

			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
そ の 他 の 寄 附		件		
そ の 他 の 収 入				
今 回 計		0	今 回 計	462,520
前 回 計		20,000,000	前 回 計	18,150,854
総 計		20,000,000	総 計	18,613,374
報告書受理年月日	平成16年8月19日 第2回報告分			

候補者氏名	舟山康江	所属党派	民主 党	期間	平成16年6月4日から 平成16年7月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	渡辺正二					
収 入 主たる寄附				支 出		
(氏名又は団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	費 用	金 額		
民 主 党	政 党	5,000,000 <sup>円</sup>	人 件 費	3,077,500 <sup>円</sup>		
民主党山形県参議院選挙区第1総支部	政党の支部	10,000,000	家 屋 費	1,458,955		
			(イ) 選挙事務所費	1,170,500		
			(ロ) 集合会場費等	288,455		
			通 信 費	241,486		
			交 通 費	58,620		
			印 刷 費	2,471,348		
			広 告 費	2,156,393		
			文 具 費	165,216		



			食糧費	434,633
			宿泊費	514,870
			雑費	1,202,677
その他の寄附	件			
その他の収入				
今回計		15,000,000	今回計	11,781,698
前回計			前回計	
総計		15,000,000	総計	11,781,698
報告書受理年月日	平成16年7月26日 第1回報告分			

## 山形県選挙管理委員会告示第139号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成16年9月3日

山形県選挙管理委員会

委員長 安部

敏

その他の団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
星川純一後援会	会計責任者	今野昭二	佐藤忍	平成 16.8.5
山形県農協政治連盟	代表者	鈴木円吉	菊地真	同 8.5
大日本天昇塾	会計責任者	伊藤弘	菅原鯨二	同 8.10
明るい酒田市民の会	主たる事務所の所在地	酒田市亀ヶ崎三丁目17 - 37	酒田市東大町一丁目48 - 29	同 8.12

## 山形県選挙管理委員会告示第140号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成16年9月3日

山形県選挙管理委員会

委員長 安部

敏

## その他の政治団体

政 治 団 体 の 名 称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
奥山きみお後援会	解 散	平成15.12.31
置賜の未来をよくする会	解 散	平成16. 7.31

## 山形県選挙管理委員会告示第141号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年9月3日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 安 部 敏

(その他の政治団体)単位:円

政治団体の名称	置賜の未来をよくする会
報告年月日	16. 8.10
収入総額	0
前年繰越額	0
本年収入額	0
支出総額	0
本年收入の内訳	
個人の党費・会費 金額	
員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分 (うち特定寄附)	
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	0
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関紙発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無

## 山形県選挙管理委員会告示第142号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年9月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部

敏

(その他の政治団体)単位:円

政治団体の名称	奥山きみお後援会
報告年月日	16. 8. 2
収入総額	0
前年繰越額	0
本年收入額	0
支出総額	0
本年收入の内訳	
個人の党費・会費 金額 員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分 (うち特定寄附)	
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	0
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関紙発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無

山形県選挙管理委員会告示第143号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年9月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安 部 敏

(その他の政治団体)単位:円

政治団体の名称	置賜の未来をよくする会
報告年月日	16. 8.10
収入総額	0
前年繰越額	0
本年収入額	0
支出総額	0
本年收入の内訳	
個人の党費・会費 金額	
員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分 (うち特定寄附)	
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	0
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関紙発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無

山形県選挙管理委員会告示第144号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成16年9月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部

敏

届出をした者の 氏名	公 職 の 種 類	異 動 事 項	内 容	
			新	旧
阿 部 寿 一	酒田市長	主たる事務所の所在地	酒田市亀ヶ崎三丁目17 - 37	酒田市東大町一丁目48 - 29
秋 葉 雄	鶴岡市議会議員	公 職 の 種 類	鶴岡市議会議員（現職）	鶴岡市議会議員（候補 者となろうとする者）

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年9月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年8月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 クリエイトひがしね
  - (2) 代表者の氏名  
菊地 和博
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東根市大字東根甲8475番地の4
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、少子高齢社会における地域づくりをめざし、子どもから高齢者まで世代を超えた交流を促し、県民、市民が希望を抱き、すこやかに生き、やすらぎをもてる地域社会を創造するために種々の事業を企画運営する。また、地域活動グループへの支援や、地域づくりに関している団体相互のネットワーク化を推進しながら、住民参加型のまちづくりや次世代を担う子どもたちへの育成支援、高齢者が健康で長生きするために、健康づくり・生きがいづくりの支援事業を実践する。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成16年9月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年8月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう
  - (2) 代表者の氏名  
川又 真貴子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県新庄市大字松本231
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域に対して、福祉に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成16年度後期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成16年9月3日

山形県知事 高橋和雄

1 技能検定の実施職種

(1) 特級

検	定	職	種
鑄			造
金	属	熱	理
機		械	加
放		電	加
金		型	製
金	属	プ	レ
工		場	板
め		つ	き
仕		上	げ
機		械	検
ダ	イ	カ	ス
機		械	保
電	子	機	器
電	気	機	器
半	導	体	製
プ	リ	ン	ト
自	動	販	売
光	学	機	器
内	燃	機	関
			組
			立
			て



空	気	圧	装	置	組	立	て
油	圧	装	置	調	整		
建	設	機	械	整	備		
婦	人	子	供	服	製	造	
紳	士	服	製	造			
プ	ラ	ス	チ	ック	成	形	
パ	ン	製	造				

## (2) 1級及び2級

検 定 職 種	検 定 種 作 業
さ く 井	口 - タ リ - 式 さ く 井 工 事 作 業
金 型 製 作	プ ラ ス チ ッ ク 成 形 用 金 型 製 作 作 業
工 場 板 金	機 械 板 金 作 業
	数 値 制 御 タ レ ッ ト パ ン チ プ レ ス 板 金 作 業
機 械 検 査	機 械 検 査 作 業
機 械 保 全	機 械 系 保 全 作 業
	電 気 系 保 全 作 業
	設 備 診 断 作 業
電 気 機 器 組 立 て	シ - ケ ン ス 制 御 作 業
半 導 体 製 品 製 造	集 積 回 路 チ ッ プ 製 造 作 業
	集 積 回 路 組 立 て 作 業
プ リ ン ト 配 線 板 製 造	プ リ ン ト 配 線 板 製 造 作 業
自 動 販 売 機 調 整	自 動 販 売 機 調 整 作 業
光 学 機 器 製 造	光 学 機 器 組 立 て 作 業
空 気 圧 装 置 組 立 て	空 気 圧 装 置 組 立 て 作 業

油圧装置調整	油圧装置調整	作業
農業機械整備	農業機械整備	作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	作業
和裁	和服製作	作業
機械木工	数値制御ルータ	作業
製版	DT P	作業
石材施工	石材加工	作業
建築大工	大工工事	作業
かわらぶき	かわらぶき	作業
配管	建築配管	作業
厨房設備施工	厨房設備施工	作業
型枠施工	型枠工事	作業
鉄筋施工	鉄筋施工	図作成 作業
	鉄筋組立	て 作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	作業
防水施工	合成ゴム系シート防水工事	作業
	塩化ビニル系シート防水工事	作業
	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事	作業
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事	作業
ガラス施工	ガラス工事	作業
機械・プラント製図	機械製図	手書き 作業
	機械製図	CAD 作業
電気製図	配電盤・制御盤製図	作業

金属材料試験	組織試験	作業
塗装	鋼橋塗装	作業
舞台機構調整	音響機構調整	作業

## (3) 3級

検 定 職 種	検 定 作 業
機械検査	機械検査
機械保全	電気系保全
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て
	シーケンス制御
プリント配線板製造	プリント配線板製造
和裁	和服製作
プラスチック成形	射出成形
建築大工	大工工事
配管	建築配管
機械・プラント製図	機械製図手書き
電気製図	配電盤・制御盤製図

## (4) 単一等級

検 定 職 種	検 定 作 業
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事
バルコニー施工	金属製バルコニー工事

## 2 技能検定試験手数料

## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定手数料の額)に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

区 分	期 日	場 所
実 技 試 験	平成16年11月26日(金)から平成17年2月20日(日)までの間に おいて山形県職業能力開発協会が指定する日	山形県職業能力開発協会が 指定する場所
学 科 試 験	平成17年1月30日(日) 1級及び2級 機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施 工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験 3級 機械検査、電気機器組立て、配管	
	平成17年2月2日(水) 1級及び2級 舞台機構調整	
	平成17年2月6日(日) 1級及び2級 さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、空気圧装置 組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施 行、機械木工、石材施行、建築大工、かわらぶき、コンクリー ト圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラ ント製図、塗装 3級 建築大工、機械・プラント製図 単一等級 樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工	
	平成17年2月13日(日) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プ レス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカス ト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製 品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製 造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建 設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成 形、パン製造 1級及び2級 機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器 製造、和裁、製版、厨房設備施工、電気製図 3級 機械保全、プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形、 電気製図	

## 4 受検手続

技能検定受検申請書を平成16年9月28日(火)から同年10月8日(金)までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2389)又は山形県職業能力開発協会(電話023

(644)8562)に問い合わせること。

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、同法第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり実施する。

平成16年9月3日

山形県知事 高橋和雄

1 講習会の日時及び場所

- (1) 日時 平成16年10月14日(木)及び15日(金)午前8時30分から午後5時まで  
 (2) 場所 天童市大字北目字滝本574番地  
 山形県家畜商業協同組合会議室

2 講義内容

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間  
 (2) 家畜の品種及び特徴 4時間  
 (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 受講手続

受講申込書を平成16年10月1日(金)までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課(県外居住者にあつては、山形市松波二丁目8番1号農林水産部生産流通課畜産室)に提出すること。

なお、受講申込書を提出する際に手数料(3,500円)を当該受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。

4 その他

詳細については、農林水産部生産流通課畜産室(電話023(630)2473)又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

森林法(昭和26年法律第249号)第187条第5項及び山形県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月県条例第13号)第2条の規定により、平成16年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成16年9月3日

山形県知事 高橋和雄

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時  
 イ 筆記試験 平成16年11月17日(水) 午後1時から  
 ロ 口述試験 平成16年11月18日(木) 午前9時30分から  
 (2) 場所

寒河江市大字寒河江丙2707

山形県森林研究研修センター 研修館研修室

2 受験手続

受験願書を平成16年10月1日(金)から同月15日(金)までの間に寒河江市大字寒河江丙2707山形県森林研究研修センター普及指導部に提出すること(郵送による提出の場合は、同月15日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。)

3 その他

詳細については、山形県森林研究研修センター普及指導部(電話0237(84)4301)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会委員長から、平成16年8月6日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成16年9月3日

山形県監査委員 鈴木正法  
 山形県監査委員 広谷五郎左衛門  
 山形県監査委員 加藤淳二  
 山形県監査委員 濱田宗一

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
環境科学研究センター	事務所移転に係る土地、建物等の財産台帳が未調製であり、財産の管理が適切でないものがある。	平成15年4月1日付けで、土地、建物等財産の引継ぎを受け財産台帳等の整備を図りました。 今後、適正な財産管理事務に努めてまいります。
鶴岡北高等学校	授業料の減額調定手続きが遅延したものがある。また、窓口で収納した現金の金融機関への払い込みが遅延したものがある。	授業料の調定・収入事務の適正化に努め、事務処理の遅延がないよう十分注意してまいります。